



* 把握している限りの数値である。

ブロック	都道府県	申立等件数	終局件数	係属事件数	入院決定	通院決定	不処遇決定	却下決定	取下げ
	合計	755	672	83	381	145	123	18	5
北海道	札幌	23	23	0	9	8	6		
	函館	3	3	0	3				
	旭川	4	3	1	2		1		
	釧路	2	2	0	1		1		
東北	青森県	13	13	0	12		1		
	岩手県	11	10	1	5	2	3		
	宮城県	7	5	2	4		1		
	秋田県	6	6	0	3		3		
北	山形県	6	6	0	3	3			
	福島県	5	4	1	2	2			
関東信越	茨城県	25	23	2	14	6	2		1
	栃木県	10	9	1	6	2	1		
	群馬県	6	4	2	4				
	埼玉県	48	41	7	27	4	10		
	千葉県	33	27	6	18	6	3		
	東京都	79	70	9	44	8	14	3	1
	神奈川県	48	42	6	20	10	5	5	2
	新潟県	20	18	2	11	4	3		
	山梨県	5	5	0	1	4			
	長野県	11	9	2	6	1	2		
	東海北陸	富山県	5	5	0	2	1	2	
石川県		6	6	0	5		1		
岐阜県		9	7	2	4	2	1		
静岡県		25	20	5	18	1	1		
愛知県		38	33	5	23	4	5	1	
三重県		9	6	3	2	3		1	
近畿	福井県	3	3	0	2	1			
	滋賀県	4	4	0	2	2			
	京都府	17	16	1	7	2	7		
	大阪府	44	41	3	18	19	3	1	
	兵庫県	35	33	2	13	11	9		
	奈良県	3	3	0		1	2		
中	和歌山県	9	8	1	5	1	2		
	鳥取県	3	3	0		1	1	1	
国	島根県	6	6	0	3	1	2		
	岡山県	6	6	0		3	3		
	広島県	30	30	0	16	8	6		
	山口県	6	5	1	2		2	1	
四国	徳島県	5	5	0	3	1	1		
	香川県	8	7	1	1	5	1		
	愛媛県	8	7	1	3	3	1		
	高知県	9	8	1	4		4		
九州	福岡県	29	25	4	14	4	2	4	1
	佐賀県	0	0	0					
	長崎県	9	8	1	4	1	3		
	熊本県	18	16	2	9	4	3		
	大分県	4	3	1	1	1	1		
	宮崎県	8	5	3	4			1	
	鹿児島県	11	9	2	5	2	2		
沖縄県	23	21	2	16	3	2			

月別申立て・決定状況

(平成19年7月31日現在)

		検察官 の申立 て	地方裁判所の決定				申立て 取下げ	
			入院決定	通院決定	医療を行 わない決 定	申立却 下決定		決定 合計
平成17年	7月	10	0	0	0	0	0	0
	8月	17	0	0	0	0	0	0
	9月	30	4	1	0	0	5	0
	10月	28	15	2	2	1	20	0
	11月	28	10	9	3	2	24	0
	12月	28	21	7	2	1	31	0
平成18年	1月	30	14	8	3	0	25	0
	2月	31	18	4	2	0	24	0
	3月	37	15	9	11	3	38	0
	4月	24	13	9	7	0	29	0
	5月	36	12	11	5	1	29	1
	6月	35	17	7	6	1	31	0
	7月	21	21	6	8	1	36	0
	8月	30	15	3	9	0	27	0
	9月	26	16	8	4	1	29	0
	10月	27	17	4	5	1	27	1
	11月	30	15	6	3	0	24	0
	12月	41	18	5	5	1	29	1
平成19年	1月	25	16	3	4	0	23	0
	2月	39	23	3	11	1	38	1
	3月	54	22	6	8	1	37	0
	4月	28	21	1	6	2	30	1
	5月	28	21	9	9	0	39	0
	6月	44	24	14	4	1	43	0
	7月	28	13	10	6	0	29	0
合計		755	381	145	123	18	667	5

* 把握している限りの数値である。

検察官により心神喪失者等医療観察法の申立てをされた対象者
平成19年7月31日現在



刑事処分	
不起訴処分に基づく申立て	654
確定裁判に基づく申立て	101
合計	755

性別	
男	551 (73.0%)
女	204 (27.0%)

対象行為	
放火等(2条2項1号)	219
強制わいせつ, 強姦等(2条2項2号)	43
殺人等(2条2項3号)	199
傷害(2条2項4号)	265
強盗等(2条2項5号)	50
合計	776

年齢	
20~29	151 (20.0%)
30~39	205 (27.2%)
40~49	159 (21.1%)
50~59	137 (18.1%)
60~69	72 (9.5%)
70~	31 (4.1%)

* 把握している限りの数値である。

* 対象行為別は, 延べ人員であり, 複数の種類の行為を行った者はそれぞれに計上されている。